

2009

7

社会保険きび

No.713



今月の記事

- 賞与を支給したときは賞与支払届を提出してください。
～過去における～
賞与支払届の届出漏れや届出内容の誤りはありませんか。
- 中学生・高校生年金ポスターコンクール
作品募集
- 社会保険庁は平成22年1月から日本年金
機構に変わります。
- 協会けんぽの健康保険料率が変わります。
- 平成21年8月から新しい制度が始まります。
- 健康保険被保険者証の切替時期について
- 年金相談窓口開設等のご案内
- ねんきん定期便専用ダイヤル
0570-058-555
- 各種適用関係届書の送付先について

社会保険料は納期内に納付しましょう。
職場内で回覧しましょう。

賞与を支給したときは賞与支払届を提出してください。

被保険者に賞与を支給したときは、**支払った日から5日以内に**「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。

この届書は、保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額を決定するものです。

標準賞与額とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことをいい、保険料の計算は、「標準報酬月額・保険料額表」を使用するのではなく、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。

なお、年間4回以上支払われる賞与等については、標準報酬月額の対象となるため、この届出を提出する必要はありません。

～過去における～

賞与支払届の届出漏れや届出内容の誤りはありませんか。

- 平成15年4月から、社会保険料の算出にあたって総報酬制が導入され、賞与(ボーナス)にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担していただくことになりました。
- しかし、事業主が被保険者(従業員)から賞与に係る保険料を天引きしているながら、厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)が未届となっていたり、誤った内容の届出を行ってしまった場合、2年が経過すると、従来は消滅時効により保険料納付ができませんでしたが、平成19年12月に公布・施行された「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、賞与に係る保険料が天引きされていた場合には、年金記録確認第三者委員会の審議を経たうえで被保険者の年金記録を訂正し、事業主は当該賞与に係る保険料を納付することができるようになりました。
- こうした賞与支払届の未届や誤った内容による届出が行われたことを要因とする年金記録確認の申立てが、全国各地の年金記録確認第三者委員会に対して行われてあり、記録訂正のあっせんが行われた例も多数生じているところです。

事業主の方々におかれましては、被保険者の年金に不利益を生じさせないため、**特に制度導入当初の平成15年度分賞与等、過去の賞与支払届について未届がないか、また、誤記入等により届出内容が誤っていないかの確認をお願いいたします。**

被保険者から賞与に係る保険料を天引きしているながら、賞与支払届の未届又は届出内容が誤っていたことにより保険料納付していない場合には、被保険者や被保険者であった方々から年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認を申し立てることができます。

該当する被保険者等が複数となる場合には、被保険者等の負担軽減のため、**事業主が代理人となって一括して申立てを行う方法**がありますので、できるだけご活用をお願いします。

※なお、事業主と被保険者との間で、既に一時金等により民事的解決が図られている場合であっても、当該被保険者等が年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てを行った場合には「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づきあっせんをすることになりますので、ご注意ください(その場合、当該一時金等の取り扱いは、改めて事業主と被保険者との間で解決していただくことになります。)。

- ご不明な点があれば、お近くの社会保険事務所にご相談ください。

中学生・高校生年金ポスターコンクール作品募集

佐賀社会保険事務局では、次世代を担う中学生・高校生の皆さんに公的年金制度に関心を持っていただきために、今年もポスターコンクールを開催します。たくさんのご応募をお待ちしております。

平成20年度年金ポスターコンクール
佐賀社会保険事務局長賞

応募資格

佐賀県内の中学校・高等学校及び特別支援学校に在学する生徒

作品のテーマ

公的年金制度の仕組みや基本理念を踏まえ、年金からイメージする内容のもので、「年金」又は「ねんきん」の文字が必ず入るもの

作品のサイズ

B3サイズ(51.5×36.4cm)又は画用紙四つ切りサイズ(540×381mm)

応募方法

学校を通じて提出してください。

応募締切

平成21年9月11日(金)

発表・推薦表彰

- ・学校を通じて本人に通知します。
 - ・優秀作品は広報誌への掲載等年金制度の周知・啓発のため一般に公表させていただきます。
 - ・最優秀作品(中学生・高校生各部門)は社会保険庁全国年金作品コンクールに推薦します。
 - ・社会保険事務局長賞………中学生・高校生部門各1点
(社会保険庁全国年金作品コンクール推薦作品)
 - ・運営課長賞……………中学生・高校生部門各1点
 - ・日本国民年金協会長賞………中学生・高校生部門各1点
 - ・入選、佳作……………数点
- を選び賞状及び副賞を贈呈します。



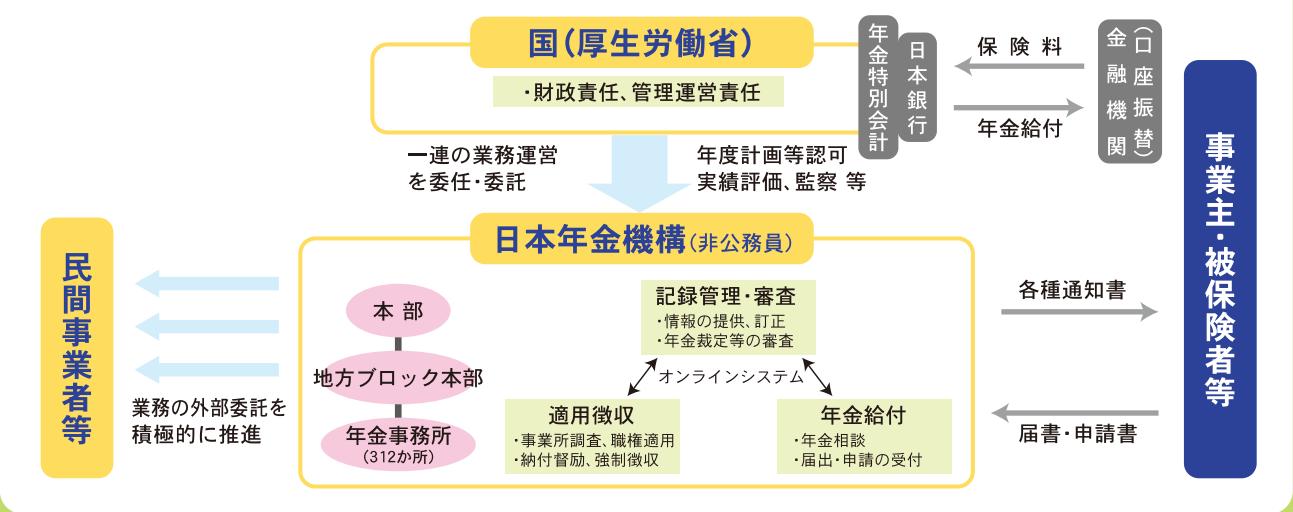
佐賀大学文化教育学部附属中学校
本岡 沙織さんの作品

表彰

社会保険庁は平成22年1月から日本年金機構に変わります。詳細が決定しましたら、あらためてお知らせします。

日本年金機構の位置づけ

公的年金については、**国が財政責任・管理運営責任**を負いつつ、一連の業務運営を**日本年金機構**(非公務員型の公法人)に委任・委託



協会けんぽの健康保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率は、これまで全国一律（現行8.2%）でしたが、

平成21年9月分（11月2日納付期限分）から 医療費水準・年齢構成・所得差など、地域の実情を反映した都道府県単位の保険料率に変わります。

【現行】
8.2%



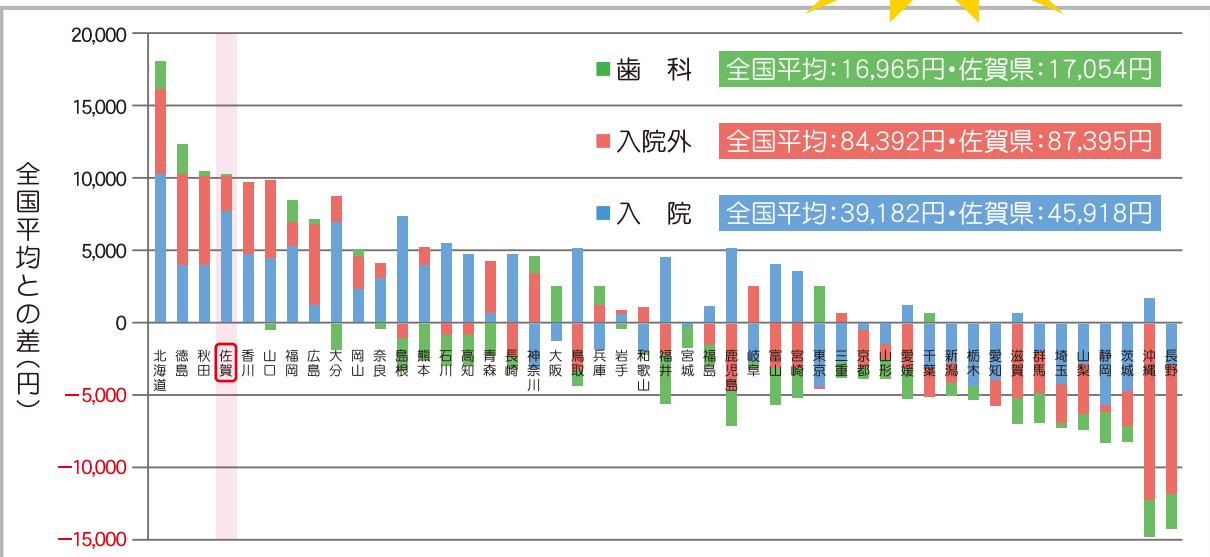
【平成21年9月分（11月2日納付期限分）～】
8.25%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険の保険料率（1.19%）が加わります。

※任意継続被保険者の方は、平成21年9月分（9月10日納付期限分）から適用されます。

平成19年度 都道府県支部別1人当たり
医療費の状況（全国平均との差）

佐賀県の1人当たり医療費は
全国第4位です



～要因として考えられること～

佐賀県は、人口に占める病床数や平均在院数が比較的多く、また入院・外来受診率が全国平均より高いことなどが影響し、加入者1人当たりの医療費が全国平均よりかなり高くなっています。

それに伴い、健康保険料率も現行の全国一律の保険料率より高くならざるを得ない状況です。

～加入者・事業主の皆様へ～

今後、医療費を削減し保険料率を下げるためには、加入者の皆様の健康を増進し、疾病の予防を推進していくことが一層重要となってまいります。協会けんぽ佐賀支部では、健康診断や保健指導などの予防事業を充実させてまいりますので、加入者・事業主の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。



全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL: 0952-27-0611(代表)

平成21年8月から新しい制度が始まります。

同じ世帯で計算期間に、医療費の支払いと介護保険の利用者負担額(それぞれ高額療養費・高額介護サービス費等を控除)を合計した額が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が「**高額介護・高額医療合算療養費**」として、協会けんぽと介護保険者から払い戻されます。

※同じ世帯とは、協会けんぽの被保険者とその被扶養者のことです。家族であっても、それぞれ健康保険の被保険者として加入している場合は合算できません。

計算期間

計算期間は、毎年8月1日～翌年7月31日までの12ヶ月間です。

ただし、この制度が平成20年4月から実施されているため、**平成20年度は20年4月～21年7月までの16ヶ月間が計算期間となり、21年8月からの請求となります。**

自己負担限度額

※()内は16ヶ月間の自己負担限度額です。

平成20年度は20年4月～21年7月までの16ヶ月間が計算期間となるため、自己負担限度額も**4/3倍の額**になります。

所得区分	70歳未満の方がいる世帯	70歳～74歳の方がいる世帯
上位所得者※1・現役並み所得者※2	126万円(168万円)	67万円(89万円)
一般※3	67万円(89万円)	56万円(75万円)
住民税非課税者(70歳未満)	34万円(45万円)	31万円(41万円)
低所得者Ⅱ※4 (70歳以上)		
低所得者Ⅰ※5 (70歳以上)		19万円(25万円)

※1 70歳未満で診療月の標準報酬月額が**53万円以上**の方

※2 70歳以上で診療月の標準報酬月額が**28万円以上**の方

※3 上位所得者、住民税非課税者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方

※4 世帯全員が住民税非課税の場合等

※5 所得が一定基準以下の方(住民税の総所得金額等にかかる各種所得(必要経費・法定控除を控除)がない方)

健康保険被保険者証の切替時期について

「協会けんぽ佐賀支部」では従来の政府管掌健康保険の被保険者証の一斉切替を、**9月中旬頃から9月下旬頃**までの間に行う予定とあります。

事業所へ切替の対象者分の新たな健康保険証(水色)をお送りしますので、従来の健康保険証(オレンジ色)と交換・回収のうえ、協会けんぽ佐賀支部あてにご返送いただきますようご協力よろしくお願いいたします。(返信用の封筒を同封いたします。)

切替の詳細につきましては、新たな健康保険証をお送りする際に、改めてお知らせさせていただきます。

※平成20年10月以降新規に加入された方、再発行された方等は隨時、新たな被保険者証(右図)を発行しています。

※従来からの被保険者証(オレンジ)も、切替完了まで、引き続き使用できます。



【従来の健康保険証】



【新たな健康保険証】

《年金相談窓口開設等のご案内》

平成21年8月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 鹿島市民会館 <small>予約</small>	5 多久市役所 <small>予約</small>	6 鳥栖市役所 <small>予約</small>	7 伊万里市役所 <small>予約</small>	8
9	10	11 基山町役場 <small>予約</small>	12 有田町役場 (東庁舎) <small>予約</small>	13 鳥栖市役所 <small>予約</small>	14 伊万里市役所 <small>予約</small>	15
16	17	18 鹿島市民会館 <small>予約</small>	19 多久市役所 <small>予約</small>	20 鳥栖市役所 <small>予約</small>	21 伊万里市役所 <small>予約</small>	22
23	24	25 基山町役場 <small>予約</small>	26 佐賀県陶磁器工業協同組合 <small>予約</small>	27 鳥栖市役所 <small>予約</small>	28 伊万里市役所 <small>予約</small>	29
30	31					

《県内社会保険事務所における休日相談》

■:県内全社会保険事務所の休日開設日(受付時間 9:30~16:00まで)

年金相談は予約をご利用ください!

※全国の社会保険事務所の「相談窓口の混雑状況」を社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でご案内しております。

※追加の休日開設や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

出張相談(予約制)		相談時間 10:00~15:00
出張相談所	予約申込先	
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所 0952-31-4191	
伊万里市役所	唐津社会保険事務所 0955-72-5161	
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117	
有田町役場 東庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114	
佐賀県陶磁器工業協同組合		

県内社会保険事務所における相談時間

- 佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
- 唐津社会保険事務所 0955-72-5161
- 武雄社会保険事務所 0954-23-0121

平 日 8:30~17:15

毎週月曜日 8:30~19:00
(休日の場合は翌日)

第2土曜日 9:30~16:00

※予約相談も受け付けておりますので、各社会保険事務所へお申し込みください。

『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかる市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。

※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかげください。

受付時間 ●月～金曜日:午前9時～午後8時まで ●第2土曜日:午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。

※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

各種適用関係届書の送付先

県内の各社会保険事務所では、適用関係の事務手続きを迅速に行うため、郵送化を図っているところです。

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようご協力をお願いいたします。

社会保険事務所へ郵送される場合より早く手続きを行うことが出来ます。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル5F 佐賀社会保険事務局事務センター 管理2係

各種適用関係届書の標準的な事務処理期間は、社会保険事務所受付後、おおよそ7日間程度です。

(上記事務センターへ直接郵送された場合は1日短縮されます。)

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成21年7月分保険料の納付期限は平成21年8月31日(月)です。

ご注意ください!! → ※平成21年7月分の社会保険料計算に係る届書は8月6日(木)までに到着するようお届けください。
その後に到着した場合は平成21年7月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。